

一宮市教育委員会委員候補者公募要項

平成29年4月10日

1. 趣旨について

教育行政を取り巻く環境は大きく変化をし、これまでになかった教育課題が生じている今、より一層の充実した施策の展開が求められています。このような状況に、スピード感を持って対応し、一宮市の公教育の質と信頼を高める必要があることから、義務教育就学中である児童生徒の保護者の意見を反映し、一宮市の実情に応じた主体的、積極的な教育行政を展開するため、未来を担う子どもたちに資する教育を考える人材を公募し、教育委員会のさらなる活性化を図るものです。

2. 公募の内容について

(1) 採用予定人員 教育委員会委員候補者1名（以下、委員候補者という）

職種及び役職 一宮市教育委員会委員

（市議会の同意を得た後、市長より任命を受ける職。以下、教育委員という）

身分 地方公務員法第3条第3項第1号に規定する特別職の地方公務員（非常勤）

主な職務内容 ・定例（月1回）及び臨時（随時）の教育委員会会議に出席し、議案等の審議・決定を行う。

・総合教育会議等に出席し、さまざまな教育課題等について審議する。

・研修会等に出席し、課題や情報を収集するとともに、自己研鑽する。

・各種式典、行事等に出席し、各種団体や地域との連携・交流を行う。

等、出務回数は平均月2～3回程度（会合・行事開催によって、月々の出務回数に差があります。また、土日祝日の出務もあります）

(2) 任期 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条に基づき、4年間（平成29年9月市議会に提案を予定し、議会の同意を得た後、平成29年10月1日（就任予定日）から4年間の予定）

3. 応募資格について

委員候補者に応募しようとする者は、次の（1）から（4）のすべての要件を満たす者でなければ応募できません。

(1) 平成29年10月1日現在、満25歳以上で、かつ一宮市に住所を有し、一宮市長の被選挙権を有する者であること。

(2) 平成29年10月1日現在、一宮市内の公立小学校に在学する5年生以下の児童の保護者であること。

(3) 破産者にあつては復権を得ていること。

(4) 禁錮以上の刑に処せられたことがないこと。

4. 教育委員の禁止事項について

(I) 兼職について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第6条により、教育委員と以下の職との兼職は禁止されています。

(1) 地方公共団体の議会の議員若しくは長

- (2) 地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員若しくは委員
 - (3) 地方公共団体の常勤の職員若しくは地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員
- (II) 教育委員に禁止される行為について
- 地方自治法第180条の5第6項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第1項及び第6項により、以下の行為は禁止されています。
- (例) ・職務上知ることができた秘密を漏らすこと (教育委員の職を退いた後も同様です)
- ・政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動を行うこと

5. 教育委員の報酬

教育委員の報酬は、月額51,200円(税込) ※報酬には原則、交通費を含みます。

6. 選考日程

(I) 応募受付期間 平成29年4月10日(月)～平成29年5月12日(金)

(II) 選考日程と選考方法

(1) 第1次選考 平成29年5月17日(水)～平成29年6月8日(木)

選考方法 : 応募申込書及び課題小論文審査

(2) 第2次選考 平成29年7月3日(月)、4日(火)を予定しています。

選考方法 : 個別面接

※第2次選考の日程等については、総務課より各選考合格者に対し個別に通知します。

(第2次選考の日程については、変更となる場合があります)

※第2次選考の日程の通知で指定した日時に欠席又は棄権した場合は、選考を受ける資格を失います。

※個別面接に関することへの質問には応じません。

(III) 選考の結果発表

(1) 第1次選考結果 平成29年6月9日(金)

(2) 第2次選考結果 平成29年8月4日(金)を予定しています。

※選考結果については、総務課より各応募者あてに選考結果を郵送で通知します。

※選考結果についての電話の問い合わせには応じることはできません。ただし、第1次選考結果の通知が平成29年6月14日(水)の正午までに届かない場合は、総務課までご連絡ください。また、第2次選考結果の結果発表日に合格者の受験番号にて一宮市ウェブサイト(<http://www.city.ichinomiya.lg.jp>)に掲載する予定です。

※審査結果によって適任者がいない場合は、委員候補者を無しとします。

7. 教育委員の任命

- ・最終合格者(委員候補者)については、最終選考結果発表後、平成29年9月市議会に提案を予定し、その就任について議会の同意を求めます。
- ・最終合格者(委員候補者)の教育委員就任について市議会の同意を得た場合、市長より教育委員としての任命を受けることとなります。
- ・市議会において教育委員就任の同意を得ることができなければ、教育委員としての任命を受けることができません。したがって、委員候補者としての資格を喪失することとなります。
- ・最終合格者(委員候補者)の氏名・住所・生年月日・経歴等は、市議会や報道機関に情報提供するほ

か、氏名・略歴等を一宮市ウェブサイトで公表します。

8. 小論文作成要領

次の小論文テーマについて、1000字以上2000字以内で論じて下さい。

400字詰め原稿用紙（A4サイズで横書き）。小論文テーマ・氏名は枠外に明記して下さい。

小論文テーマ： 「一宮市の教育行政に対する私の提案」

※提出された論文は、公表の対象となります。

※論文は日本語で記述をし、未発表のものに限ります。

9. 応募方法等

(1) 応募に必要な書類

①一宮市教育委員会委員候補者応募申込書

②小論文「一宮市の教育行政に対する私の提案」（原稿用紙は片面印刷）

(2) 応募方法

締切日までに下記応募先の総務課まで持参（市役所本庁舎4F）または郵送して下さい。

応募締切は、平成29年5月12日（金）です。

※ 当日消印有効

※応募先：〒491-8501

一宮市本町二丁目5番6号

一宮市教育委員会 教育文化部 総務課（委員公募担当）

(3) 注意事項

① 郵便の事故等については、一切考慮しません。

② 提出された書類の返却はしません。

③ 応募提出された論文は、一宮市に帰属します。

10. その他

① 応募資格がないことが判明した場合は、合格を取り消します。また、提出書類の記載事項が正しくないこと等が判明した場合、合格を取り消す場合があります。

② 応募に際して、一宮市が収集した個人情報、一宮市教育委員会委員の選考のための資料として用い、それ以外の目的には使用しません。また、一宮市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。

ただし、教育委員会委員候補者として選考された者の氏名・住所・生年月日・経歴等は、教育委員就任の同意を得るための議案に記載するとともに、その氏名・略歴等を一宮市ウェブサイトで公表します。また、議会の同意が得られた後の教育委員の任命に際しても、同様に市ウェブサイトでの公表や報道機関等に情報提供します。

※お問い合わせ先：

一宮市教育委員会 教育文化部 総務課 委員公募担当

電話番号：0586-85-7070（ダイヤルイン）

E-mail：k-somu@city.ichinomiya.lg.jp

一宮市教育委員会委員候補者応募申込書

(あて先) 一宮市長

記載年月日 平成29年 月 日

ふりがな			(写真)
氏名			
生年月日	昭和・平成	年 月 日	
	(満 歳)		
住所	〒		
連絡先	電話 (自宅)	(携帯)	
	E-mail		
勤務先	住所 名称 電話		
学歴・職歴	年 月 日	学校名・社名	
活動歴	年 月 日	団体名・役職名等	
応募の動機			
住民基本情報の調査について	教育委員会委員の公募に関して、一宮市がその資格要件を確認するため、住民基本情報を調査することに同意します。 署名 (自署) _____		

<記載上の注意>

- ・「学歴・職歴」欄の学歴については、最終学歴、職歴は、主なものを記載してください。
- ・「活動歴」欄は、PTA役員や社会教育委員等、教育に関わる活動歴を記載してください。

<個人情報の取り扱いについて>

- ・収集した個人情報は、委員公募の目的以外に使用することはありません。